

第6期 小城市障がい福祉計画 第2期 小城市障がい児福祉計画

(案)

(令和3年度～令和5年度)



小 城 市

【目次】

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	2
4. 計画の対象者	2

第2章 障がい者（児）をとりまく現状

1. 障がい者手帳所持者等の状況	3
（1）身体障がい者（児）の状況	3
（2）知的障がい者（児）の状況	5
（3）精神障がい者の状況	5
（4）難病患者の状況	6
（5）発達障がい児等の状況	7
2. 障害者総合支援法によるサービス体系	9

第3章 障がい福祉サービス等の数値目標及び見込量

1. 障がい福祉サービスに関する成果目標	10
（1）施設入所者の地域生活への移行	10
（2）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	11
（3）地域生活支援拠点等の整備	11
（4）福祉施設から一般就労への移行	12
（5）障がい児支援の提供体制の整備等	13
（6）相談支援体制の充実・強化等	14
（7）障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組体制	15
2. 障がい福祉サービスに関する各サービスの見込量	16
（1）訪問系サービス	16
（2）日中活動系サービス	17
（3）居住系サービス	19
（4）相談支援	20
（5）障がい児支援	21
（6）その他	23
3. 地域生活支援事業に関する各事業の見込量	24
（1）必須事業	24
（2）任意事業	25

第4章 計画の推進体制

1. 実施体制	27
2. 制度の普及啓発等	27
3. 計画の進行管理	27

「障害」の表記について

一般的に「障害」に用いる「害」という漢字には、「わざわざ」「さまたげ」などの意味があり、否定的で悪いイメージにつながり違和感があるとして、公文書を含めひらがなの「障がい」という表記を使う場合もみられるようになってきました。

障がいのある人の思いを大切にするとともに、否定的で悪いイメージを和らげるため、この計画においては、人や人の状態を表す場合等には「障がい」と表記しています。

ただし、法令や条例等に基づく制度や事業等の名称、組織及び関係施設等の名称などについては、「障害」及び「障害者」という表記をしています。

第 1 章 計画の概要

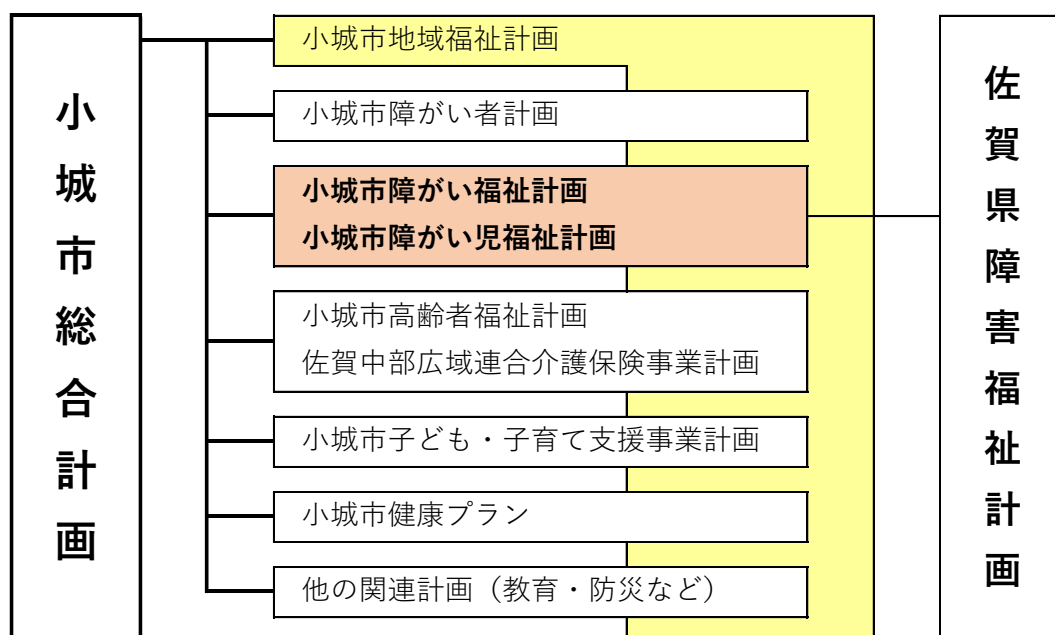
1. 計画策定の趣旨

「第 6 期小城市障がい福祉計画・第 2 期小城市障がい児福祉計画」（以下、「本計画」という。）は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法の理念を実現するために、障害者総合支援法第 88 条第 1 項及び児童福祉法第 33 条の 20 に基づき、国の定める基本指針に即し、地域において必要な障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業、障がい児通所支援等の障がい福祉の各施策が計画的に提供されるよう、令和 5 年度における成果目標等を設定し、障がい福祉サービス提供体制の確保や推進の取り組みについて定めるものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法に基づく「第 6 期小城市障がい福祉計画」及び児童福祉法に基づく「第 2 期小城市障がい児福祉計画」を一体の計画として策定するものであり、小城市における障がい福祉全般に関する基本的な計画として位置づけられるものです。

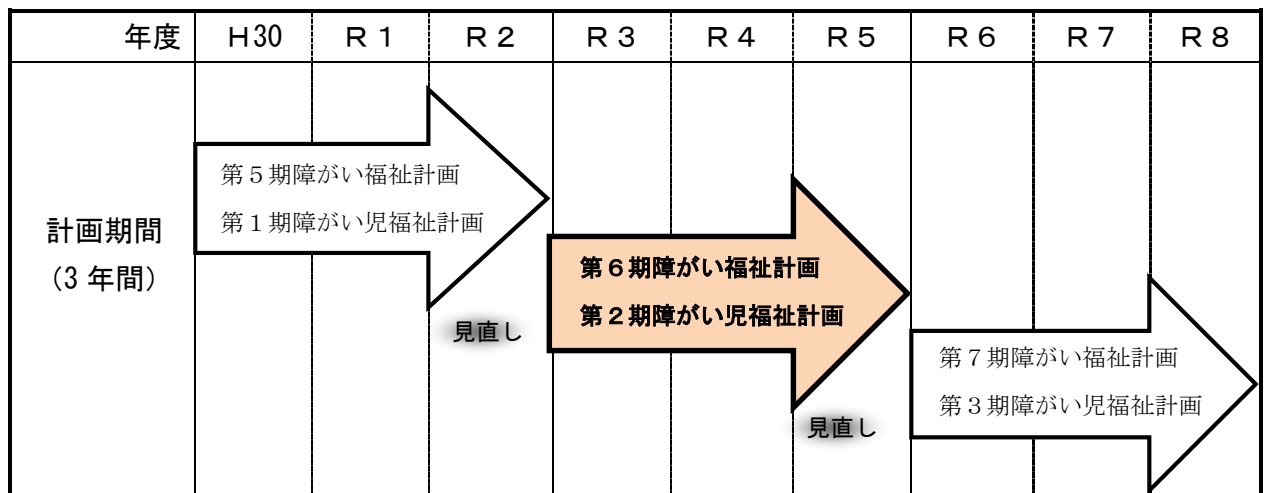
国、県の方針を踏まえ、「小城市総合計画」を上位計画として、「小城市障がい者計画」、「小城市子ども・子育て支援事業計画」をはじめ、その他の関連計画と整合性を持たせながら、小城市における障がい福祉施策に関する具体的な数値目標等を設定します。



3. 計画の期間

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は3年ごとの計画策定が基本指針により定められています。このため、本計画は国の「基本指針」に基づき、第5期計画(平成30年度～令和2年度)が終了するのに伴い、「第6期小城市障がい福祉計画・第2期小城市障がい児福祉計画」とし、令和3年度から5年度までの3年間を計画期間とします。

策定にあたっては、現状や前計画の課題等を把握するとともに、障がいのある人のニーズ等を踏まえ、必要なサービス量を適切に見込むなど、実効ある計画づくりにより、サービス提供体制の計画的な整備を図り、障がいのある人の生活支援や自立支援に努めるものです。



4. 計画の対象者

本計画は、「身体障がい」「知的障がい」「精神障がい」の3障がいに該当している人及び治療方法が確立していない難病等の人を対象としています。

障がい者

- ・身体障害者福祉法第4条に規定する「身体障がい者」で18歳以上の人
- ・知的障害者福祉法にいう「知的障がい者」のうち18歳以上の人
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する「精神障がい者」のうち18歳以上の人
- ・治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって、政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である方で18歳以上の人

障がい児

- ・児童福祉法第4条第2項に規定する障がい児
身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童、精神に障がいのある児童(発達障害児を含む。)又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって、政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である児童

第2章 障がい者(児)をとりまく現状

1. 障がい者手帳所持者等の状況

小城市の障がい者(児)数(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者、重複含む)は、令和元年度末(令和2年3月31日)現在で2,997人となっています。

療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者が増加傾向にあります。

＜障がい別手帳所持者数の推移＞

(単位:人 各年度末現在)

	平成29年度			平成30年度			令和元年度		
	人口 45,212人			人口 45,212人			人口 45,107人		
	人数	構成比	人口比率	人数	構成比	人口比率	人数	構成比	人口比率
身体障害者手帳所持者	2,267	76.4%	5.01%	2,285	76.1%	5.05%	2,249	75.1%	4.99%
療育手帳所持者	419	14.1%	0.93%	433	14.4%	0.96%	450	15.0%	1.00%
精神障害者保健福祉手帳所持者	281	9.5%	0.62%	284	9.5%	0.63%	298	9.9%	0.66%
合 計	2,967	100.0%	6.56%	3,002	100.0%	6.64%	2,997	100.0%	6.65%

(1) 身体障がい者(児)の状況

身体障害者手帳所持者数は、年齢別では、65歳以上が1,687人(75.0%)と多くなっています。

障害等級別では、重度と言われる1級、2級が合わせて871人(38.7%)となっており、障がい種別では、肢体不自由が1,304人(58.0%)と最も多く、次いで内部障がい(27.3%)となっています。

＜年齢別身体障害者手帳所持者数の推移＞

(単位:人 各年度末現在)

区 分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
18歳未満	37	36	38	36	33
18歳～64歳	591	598	570	570	529
65歳以上	1,677	1,684	1,659	1,679	1,687
合 計	2,305	2,318	2,267	2,285	2,249

<身体障害者手帳所持者の等級別推移>

(単位:人 各年度末現在)

区 分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 1 年度
1 級	573	586	584	586	570
2 級	332	321	307	303	301
3 級	341	339	336	337	326
4 級	566	582	557	557	567
5 級	295	299	300	312	298
6 級	198	191	183	190	187
合 計	2,305	2,318	2,267	2,285	2,249

<身体障害者手帳所持者の障がい種別推移>

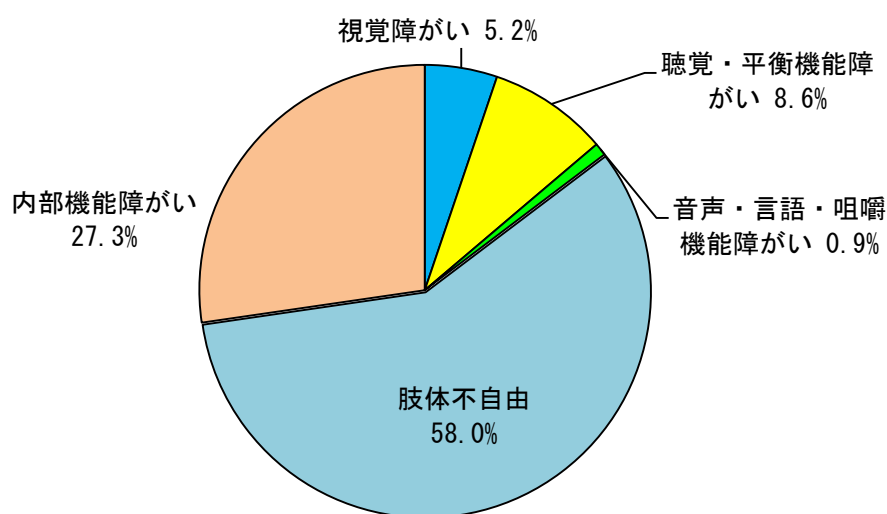
(単位:人 各年度末現在)

区 分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 1 年度
視覚障がい	134	132	123	119	117
聴覚・平衡機能障がい	235	228	206	198	193
音声・言語・咀嚼機能障がい	17	17	17	19	20
肢体不自由	1,344	1,352	1,333	1,343	1,304
内部障がい	575	589	588	606	615
合 計	2,305	2,318	2,267	2,285	2,249

※内部障がい…心臓機能障がい、じん臓機能障がい、呼吸器機能障がい、ぼうこう又は直腸の機能障がい、小腸機能障がい、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい、肝臓機能障がいなど

<身体障がい者の障害種別構成比>

(令和元年度末)



(2) 知的障がい者(児)の状況

療育手帳所持者数の推移をみると、増加傾向となっています。

障がい程度別にみると、令和元年度末では A が 175 人 (38.9%)、B が 275 人 (61.1%) となっています。年齢別にみると、18 歳未満が 95 人 (21.1%)、18 歳以上が 355 人 (78.9%) となっています。

<療育手帳所持者の状況>

(単位：人 各年度末現在)

区 分		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 1 年度
A	18 歳未満	23	23	23	23	23
	18 歳以上	142	146	148	152	152
	小 計	165	169	171	175	175
B	18 歳未満	62	67	63	58	72
	18 歳以上	181	185	185	200	203
	小 計	243	252	248	258	275
計		408	421	419	433	450

※療育手帳障害区分 A (①知能指数が概ね 35 以下であって、(1) 食事、着脱衣、排便及び洗面等日常生活の介助を必要とする、(2) 異食、興奮などの問題行動を有する のいずれかに該当する者。②知能指数が概ね 50 以下であって、盲、ろうあ、肢体不自由等を有する者。)、B (重度 (A) のもの以外)

(3) 精神障がい者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、平成 27 年度以降一貫して増加しており、令和元年度には 298 人となり、平成 27 年度から 63 人増加しています。

障がい程度別にみると、1 級 (4.3%) は減少していますが、2 級 (56.4%)、3 級 (39.3%) が増加しており、特に軽度である 3 級の方が増えています。

<精神障害者保健福祉手帳所持者の状況>

(単位：人 各年度末現在)

区 分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 1 年度
1 級	17	17	21	16	13
2 級	145	148	157	164	168
3 級	73	90	103	104	117
計	235	255	281	284	298

※精神障害者保健福祉手帳障害区分 1 級 (精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの)、2 級 (精神障害であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの)、3 級 (精神障害であって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの)

自立支援医療（精神通院）対象者数の推移をみると、平成 27 年度からほぼ横ばいで推移しています。過去 5 年間の受給者の平均は 607 人となっています。

＜精神通院医療費公費負担（自立支援医療）受給者の状況＞ （単位：人 各年度末現在）

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 1 年度
精神通院医療費 公費負担受給者	602	617	599	585	631

（４）難病患者の状況

原因が不明で治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち、厚生労働省が定める疾患を「指定難病」といいます。治療にかかる医療費の一部を公費で負担する指定難病医療費助成制度があり、対象者には特定医療費（指定難病）医療受給者証が交付されます。特定医療費（指定難病）医療費受給者証の交付数は令和元年度末で 412 人となっています。

＜特定医療費（指定難病）医療受給者証交付者の状況＞ （単位：人 各年度末現在）

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 1 年度
特定疾患医療受給者	408	382	405	412

数値：佐賀中部保健福祉事務所より

（参考）重症心身障がい児（者）の状況

（単位：人 令和元年度末現在）

	18 歳未満	18～65 歳未満	65 歳以上	合 計
重度心身障がい児（者）	6	46	5	57

※重度心身障がい児（者）…身体障害者手帳（肢体不自由）1 級又は 2 級で、療育手帳 A の所持者

（参考）医療的ケア児の状況

（単位：人 令和元年度末現在）

	人数	医療的ケアの種類
医療的ケア児	3	胃ろう 2、導尿 1

※医療的ケア児…医学の進歩を背景として、NICU（新生児集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障がい児のこと。
 ※胃ろう…口から食事をとれない場合や、食べてもむせ込んで肺炎などを起こしやすい場合に直接胃に栄養を入れる医療的ケアのこと。

※導尿…自力で尿が出せない場合に管を挿入して尿を出してあげる医療的ケアのこと。

(5) 発達障がい児等の状況

令和2年4月1日現在における発達障がい児又は発達障がいの可能性のある児のサービス利用状況では、児童発達支援が17人（支給決定人数の70.8%）、放課後等デイサービスが74人（支給決定人数の56.5%）となっています。疾病別でみると自閉症スペクトラム障がい約9割を占めています。

＜発達障がい児の障がい福祉サービスの利用状況＞ （単位：人 令和2年4月1日現在）

	支給決定人数	うち発達障がい①	内 訳				発達障がいの可能性のある児 ②	計 (①+②)
			自閉症スペクトラム障がい	ADHD	LD	その他		
児童発達支援	24	17	14	1	0	2	0	17 (70.8%)
放課後等 デイサービス	131	74	66	6	1	1	0	74 (56.5%)
計	155	91	80	7	1	3	0	91 (58.7%)

※ADHD…注意欠如・多動性障害の略。多動性、不注意、衝動性を症状の特徴とする神経発達症もしくは行動障害。

※LD…限局性学習障害の略。基本的には全般的な知的発達に遅れは無いが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定の能力の習得や使用に著しい困難がある状態。

令和2年5月1日現在における市内幼稚園・保育園における発達障がい児の状況は、3歳児から5歳児で発達障がいの診断のある幼児が26人（3.1%）、発達障がいの可能性のある幼児が85人（10.1%）で合計111人となっています。幼児総数に対する割合は13.2%となっており、保護者からの申出・相談の件数が増えています。

＜発達障がい児の状況について＞ （単位：人 令和2年5月1日現在）

区 分	3歳児	4歳児	5歳児	合 計
発達障がいの診断がある幼児 (A)	3	13	10	26
保護者が申出・相談している幼児 (B)	23	29	33	85
発達障がいやその可能性のある幼児 (C) = (A) + (B)	26	42	43	111
市内幼児総数 (D)	269	272	297	838
市内幼児総数に対する割合 (E) = (C) / (D)	9.7%	15.4%	14.5%	13.2%

数値：小城市保育幼稚園課より

※市内幼児総数…小城市内の公立幼稚園・公立保育園・私立保育園・認定こども園・企業主導型保育園の園児数の合計

市内小中学校の特別支援学級の状況をみると、小中学校共に障がいのある児童・生徒が年々増加している状況です。

小学校は、令和２年度で 221 人（児童総数の 8.7%）となっており、平成 28 年度から 91 人増えています。中学校では、令和２年度で 77 人（生徒総数の 6.2%）となっており、平成 28 年度から 34 人増えています。特に自閉症・情緒障がい学級の増加が顕著となっています。

＜市内公立小学校特別支援学級の状況＞

（単位：人 毎年度５月１日現在）

区 分	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 1 年度	R 2 年度
知的障がい	43	46	45	56	54
自閉症・情緒障がい	80	89	115	143	161
肢体不自由	1	1	1	3	3
病弱・身体虚弱	2	4	6	6	3
弱 視	4	1	0	0	0
合 計（A）	130	141	167	208	221
児童総数（B）	2,678	2,639	2,609	2,608	2,553
割 合（A）／（B）	4.9%	5.3%	6.4%	8.0%	8.7%

数値：小城市学校教育課より

＜市内公立中学校特別支援学級の状況＞

（単位：人 毎年度５月１日現在）

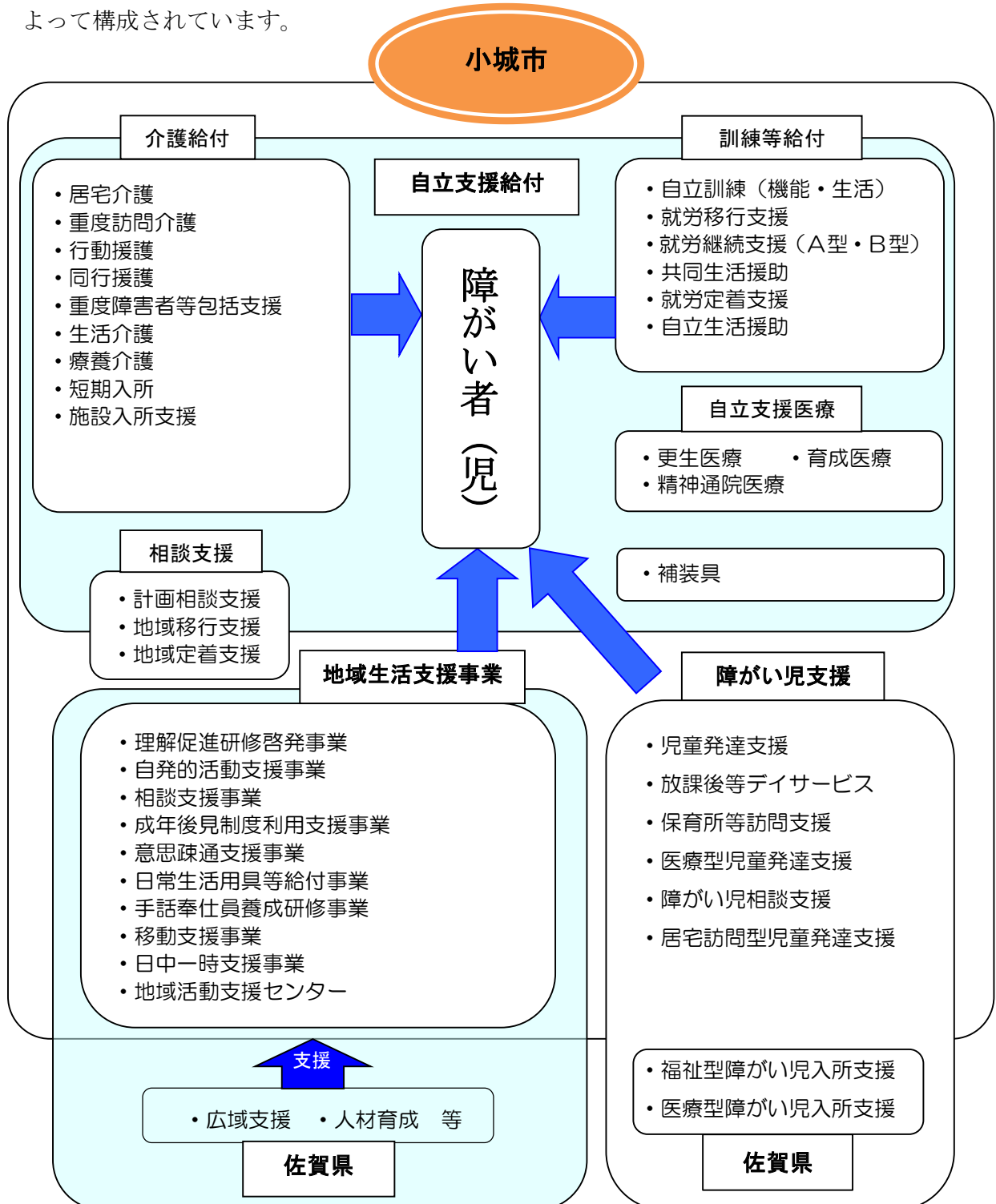
区 分	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 1 年度	R 2 年度
知的障がい	12	20	27	16	21
自閉症・情緒障がい	28	45	40	51	51
肢体不自由	2	1	1	1	1
病弱・身体虚弱	1	1	1	1	3
弱 視	0	0	1	1	1
合 計（A）	43	67	70	70	77
生徒総数（B）	1,345	1,310	1,279	1,249	1,246
割 合（A）／（B）	3.2%	5.1%	5.5%	5.6%	6.2%

数値：小城市学校教育課より

2. 障害者総合支援法によるサービス体系

障がいのある人への福祉サービスの基本的な部分は、地域社会における共生の実現に向けての理念のもと、「障害者総合支援法」に規定されており、この法によって障がい者の日常生活及び社会生活の総合的な支援を図るものです。

障害者総合支援法による総合的な自立支援システムは、国や都道府県の義務的経費が伴う個別給付としての「自立支援給付」と、地域での生活を支えるために、国や都道府県の財政援助（裁量的経費）のもと、市町村が地域の実情に応じて実施する「地域生活支援事業」によって構成されています。



第3章 障がい福祉サービス等の数値目標及び見込量

国の基本指針に基づき、①福祉施設入所者の地域生活への移行、②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、③地域生活支援拠点等が有する機能の充実、④福祉施設から一般就労への移行等、⑤障がい児支援の提供体制の整備等、⑥相談支援体制の充実・強化等、⑦障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組体制の7点についての数値目標等を設定します。

また、数値目標及びこれまでの実績等を踏まえ、令和3年度から令和5年度までの3か年における障がい福祉サービス等の見込量を定めて、その達成に向け、総合的かつ計画的なサービス提供体制の整備を進めていきます。

1. 障がい福祉サービスに関する成果目標

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

【国の基本指針】

- ・ 令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が、令和5年度末までに地域生活へ移行することを目標とする。
- ・ 令和元年度末時点の施設入所者数を、令和5年度末までに1.6%以上削減することを目標とする。

項 目	数 値
令和元年度末時点の施設入所者数 (A)	56 人
令和5年度末までに自宅、グループホーム等に移行する数 (B) 移行率 (B)÷(A)	4 人 (7.1%)
令和5年度末までに新規に施設入所する数 (C)	4 人
令和5年度末までに病院への転院や死亡等の数 (D)	2 人
令和5年度末までに施設から減少した数 (E)=(B)-(C)+(D)	2 人
令和5年度末時点の入所者見込数 (F)=(A)-(E) 入所者減少率 (E)÷(A)	54 人 (3.6%)

●目標達成のための方策

- ・ 障がい福祉サービス事業所との連携を図りながら、居宅サービスの提供及び日中活動の場の確保等、障がいのある人が安心して地域で生活できる環境づくりに努めます。
- ・ 施設入所者やその家族に寄り添った相談支援体制の充実及び地域住民の障がいへの理解促進を図るための啓発・広報活動を進めます。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本指針】

- ・ 令和 5 年度における精神障がい者の精神病床からの退院後 1 年以内の地域における生活日数の平均を 316 日以上とする。
- ・ 令和 5 年度末の精神病床における 1 年以上長期入院患者数の目標値を設定する。
- ・ 令和 5 年度の精神病床における入院後 3 か月時点の退院率を 69%以上、入院後 6 か月時点の退院率を 86%以上、入院後 1 年時点の退院率を 92%以上とする。

長期入院患者数及び早期退院率については県が定めるものです。
市では、県の目標値に基づき、活動指標について設定します。

項 目	数 値
精神病床からの退院後 1 年以内の地域における生活日数	県数値
精神病床における 1 年以上長期入院患者数	
精神病床における早期退院率（3 か月・6 か月・1 年）	
精神障害地域包括ケアシステムの協議の場の開催回数	1 回以上
精神障害地域包括ケアシステムの協議の場への参加者数	10 人以上

●目標達成のための方策

- ・ 精神障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健、医療、福祉等の関係者による協議を行います。関係者が互いに連携しながら支援方策や役割等を検討し、顔が見える関係性を構築します。
- ・ 相談支援体制の充実を図り、サービス提供事業所や関係機関と連携して適切な障がい福祉サービスを提供します。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

【国の基本指針】

- ・ 令和 5 年度末までに各市町又は各圏域に少なくとも 1 か所以上の拠点等を確保する。
- ・ 拠点等の機能の充実のため、年 1 回以上運用状況を検証及び検討する。

項 目	数 値
地域生活支援拠点等の設置数	1 か所
地域生活支援拠点等の検証及び検討の実施回数	1 回以上

※平成 31 年 3 月に多久市、小城・多久障害者相談支援センター及び各事業所等と連携しながら既存の資源を活用した面的整備で「小城・多久ほっとネット」を整備しています。

●目標達成のための方策

- ・ ①相談体制の充実、②緊急時の受け入れ対応、③体験の機会及び場の提供、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり等の5つの機能について、県、多久市、小城・多久障害者相談支援センター、各事業所等と連携しながら情報提供や支援を行います。また、中長期的に必要な機能を見直し、強化するための検証及び検討を行います。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

①年間一般就労移行者数

【国の基本指針】

令和5年度の一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上とする。

項 目	数 値
令和元年度に福祉施設から一般就労への移行者数	1人
令和5年度に福祉施設から一般就労への移行者数	2人(2.0倍)

※福祉施設…就労移行支援事業、就労継続支援A型・B型、生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)

②就労定着支援事業所の利用者数及び利用率

【国の基本指針】

- ・ 令和5年度末における就労定着支援事業の利用者数を設定する。
- ・ 令和5年度に就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用する。
- ・ 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする。

項 目	数 値
令和5年度末の就労定着支援事業利用者数	2人
令和5年度末の就労移行支援事業利用者のうち 就労定着支援事業を利用した者の割合	70%以上
就労定着率80%以上の就労定着支援事業所の割合	70%以上

※就労定着支援事業所は、多久市に2か所(パンちゃん、はなみずき)、佐賀市に2か所(ユニカレさが、ステップ・ワーカーズ)設置されています。

●目標達成のための方策

- ・ 障がいのある人の雇用、就労の促進に向け就労支援事業所等との連携を深め、必要に応じ県の相談窓口である公共職業安定所(ハローワーク)、佐賀障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターへの紹介など支援を行います。
- ・ 一般就労後、就労に伴う生活面の課題解決等に向けて必要な指導・助言を行う「就労定着支援」などの適切な障がい福祉サービスの提供に努めるとともに、企業等へ障がいのある人の雇用についての理解促進を図ります。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児については教育、保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障がい福祉サービス、障がい児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障がい児及びその家族に対して、ライフステージに応じた切れ目のない一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図るよう努めます。

①児童発達支援センターの設置

【国の基本指針】

令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置する。
(圏域での設置も可能)

項 目	数 値
児童発達支援センターの設置数	2 か所

※佐賀市に2か所（佐賀整肢学園こども発達医療センター、佐賀県療育支援センターくすのみ園）設置されています。

②保育所等訪問支援の体制整備

【国の基本指針】

令和5年度末までにすべての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。(圏域での設置も可能)

項 目	数 値
保育所等訪問支援事業所数	3 か所

※佐賀市に3か所（佐賀県療育支援センター、佐賀整肢学園こども発達医療センター、そらまめ保育訪問支援）設置されています。

③重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

【国の指針】

令和5年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保する。(圏域での設置も可能)

項 目	数 値
重症心身障害児を支援する 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所数	3 か所

※小城市に3か所（いーはとーぶ（放デイ）、AQUA（児発・放デイ））設置されています。また、佐賀市に4か所（佐賀整肢学園こども発達医療センター、あおぞら、ピクニック、奏（すべて放デイ））設置されています。

④医療的ケア児支援の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

【国の基本指針】

令和5年度末までに、保健・医療・障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。
(県が関与した上での圏域での設置も可能)

項 目	数 値
医療的ケア児支援のための協議の場の設置の有無	有
医療的ケア児支援のための協議の場での協議回数	1 回以上
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数	1 人

※平成30年度に小城市・多久市で保健、医療、福祉、教育等の各分野の関係者が医療的ケア児支援のための課題や対応策について継続的に意見交換や情報共有を図る協議の場を設置しています。

●目標達成のための方策

- ・ 児童発達支援センター及び保育所等訪問支援事業所が市内には設置されていないことから、圏域内の事業所と連携し、利用促進を図ります。
- ・ 医療的ケア児支援のために保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が一同に会し、地域の課題や対応策について継続的に意見交換や情報提供を行います。また、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を目指します。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

【国の基本指針】

- ・ 障がい種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定する。
- ・ 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みを設定する。
- ・ 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込みを設定する。
- ・ 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数の見込みを設定する。

項 目	数 値
総合的・専門的な相談支援の実施回数	1 回以上
地域の相談支援事業者への訪問等による専門的な指導・助言件数	1 件以上
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1 件以上
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	1 回以上

●目標達成のための方策

- ・ 多種多様な障がい特性や生活ニーズを持っている障がい者が地域において安心して生活できるように総合的・専門的な相談支援体制を充実させるとともに、地域の相談機関との連携強化を図り、相談支援員がスキルアップできる環境を整えます。

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組体制

【国の基本指針】

- ・ 県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修への市職員の参加人数の見込みを設定する。
- ・ 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みを設定する。
- ・ 県が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数を見込みを設定する。

項 目	数 値
県が実施する研修への参加人数	2人以上
障害者自立支援審査支払等システム結果分析の共有回数	1回以上
県が実施する指導監査の結果共有回数	1回以上

●目標達成のための方策

- ・ 県が実施する研修等へ積極的に参加し、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果や県の指導監査の結果を共有することで障がい福祉サービスの質の向上につなげます。

2. 障がい福祉サービスに関する各サービスの見込量

本計画における「成果目標」の達成に向け、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス及び地域生活支援事業、児童福祉法に基づく障がい児を対象としたサービスについて、サービス及び事業の見込量を「活動指標」として設定します。

(1) 訪問系サービス

※「実人数」は実利用人数

※「時間分」は1か月あたりの総利用時間

○居宅介護

ホームヘルパーによる身体介護・家事援助等を行うものです。

単 位	R 1 年度実績	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
時間分	613	645	645	645
実人数	32	35	35	35

○重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより常時介護を必要とする人に対し、身体介護・家事援助に加え、外出時の移動支援やコミュニケーション支援等を行うものです。

単 位	R 1 年度実績	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
時間分	0	10	10	10
実人数	0	1	1	1

○同行援護

視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し、移動に必要な情報提供や移動の援護を行うものです。

単 位	R 1 年度実績	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
時間分	82	98	98	98
実人数	7	7	7	7

○行動援護

知的障がいや精神障がいにより行動が著しく困難であり、常時介護を必要とする障がいのある人が外出する際に支援を行うものです。

単 位	R 1 年度実績	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
時間分	157	160	160	160
実人数	12	13	13	13

○重度障害者等包括支援

意思の疎通に著しい困難を伴う重度障がいのある人に対して、居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に提供するものです。

単 位	R 1 年度実績	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
時間分	0	0	0	260
実人数	0	0	0	1

●訪問系サービス見込量確保のための方策

- ・ 障がい者のニーズや一人ひとりの状況に応じた適切なサービスが提供できるよう努めます。また、サービスの質の向上を図るため、事業者には研修会の情報提供等について支援を行います。
- ・ 利用実績が少ないサービスについては、サービス内容や対象者について十分な情報提供に努めていきます。

(2) 日中活動系サービス

※「実人数」は実利用人数
 ※「人日分」は1か月あたりの総利用日数
 ※「人分」は1か月あたりの実利用人数

○生活介護

常時介護を必要とする人に、日中、入浴・排せつ・食事等の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するものです。

単 位	R 1 年度実績	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
人日分	2, 218	2, 523	2, 691	2, 870
実人数	115	125	130	135

○自立訓練（機能訓練）

身体障がい又は難病等の人を対象に自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行うものです。

単 位	R 1 年度実績	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
人日分	3	10	10	10
実人数	2	2	2	2

○自立訓練（生活訓練）

知的障がい又は精神障がいを有する人を対象に、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行うものです。

単 位	R 1 年度実績	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
人日分	96	100	100	100
実人数	6	6	6	6

○就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のための訓練を行うものです。

単 位	R 1 年度実績	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
人日分	107	227	227	227
実人数	11	13	13	13

○就労継続支援（A型）

事業所との雇用契約に基づく就労機会の提供や、一般雇用に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うものです。

単 位	R 1 年度実績	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
人日分	767	805	845	887
実人数	42	44	45	46

○就労継続支援（B型）

一般企業等での就労が困難な人に、一定の賃金水準に基づく働く場を提供するとともに知識及び能力向上のための訓練を行うものです。

単 位	R 1 年度実績	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
人日分	2,860	3,024	3,109	3,197
実人数	180	200	210	220

○就労定着支援

就労移行支援の利用後に一般就労した人に対し、就業に伴う生活面の課題に対応できるよう事業所及び家族との連絡調整等の支援を行うものです。

単 位	R 1 年度実績	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
人 分	1	2	2	2

○療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護や日常生活上の援助を行うものです。

単 位	R 1 年度実績	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
人 分	31	31	31	31

○短期入所

介護者の疾病等のため一時的に介護ができない場合に、施設や医療機関で宿泊を伴った預かりを行うものです。

単 位	R 1 年度実績	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
人日分	102	140	150	160
実人数	30	35	37	40

●日中活動系サービス見込量確保のための方策

- ・ 障がいのある人の日中活動の場の確保のため、障がいの状態や、希望に合わせて選択できるよう事業者の情報提供を行います。
- ・ 事業所や関係機関等と連携を図り、一般就労を希望する人が適切な支援を受けられるように努めます。また、一般就労が困難な人に対しては、就労機会や生産活動の場を提供するとともに、収入向上につながるよう障がい者就労施設からの物品等調達の拡大に取り組みます。
- ・ 短期入所は介護者の緊急時やレスパイトとして必要なサービスであり、地域生活支援拠点等など対応可能な事業所との連携を図りながら、支援体制を整えていきます。また、緊急時に備えて短期入所の利用促進に努めていきます。

(3) 居住系サービス

※「人分」は1か月あたりの実利用人数

○自立生活援助

施設入所支援や共同生活援助を利用し1人暮らしを希望する人に対し、定期的な巡回訪問や随時の対応により円滑な地域生活に向けた相談助言を行うものです。

単 位	R 1 年度実績	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
人 分	0	0	0	1

○共同生活援助(グループホーム)

夜間や休日に、共同生活を行う住居において、相談、入浴、排せつ又は食事等の介護、その他日常生活上の援助を行うものです。

単 位	R 1 年度実績	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
人 分	79	100	105	110

○施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事等の介護を行うものです。

単 位	R 1 年度実績	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
人 分	56	56	56	56

●居住系サービス見込量確保のための方策

- ・ 地域生活への移行ということで施設入所者の削減を進めていく必要はありますが、障がいのある人の状況や希望を踏まえながら、真に必要としている人へのサービス提供につながるよう努めていきます。
- ・ 地域で自立した生活を希望する人のために、共同生活援助（グループホーム）等について、地域や事業者の理解と協力を得ながら、必要量の確保に努めます。

（４）相談支援

※「人分」は1か月あたりの実利用人数

○計画相談支援（モニタリングも含む）

障がい福祉サービスを利用するすべての人に、サービス等利用計画を作成しサービス実施後は定期的にモニタリングを行い、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行うものです。

単 位	R 1 年度実績	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
人 分	69	81	88	95

○地域移行支援

施設や医療機関から退所・退院する人に対し、住居の確保やその他地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行うものです。

単 位	R 1 年度実績	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
人 分	0	1	1	2

○地域定着支援

居宅において単身等で生活する人に対し、常時の連絡体制を確保し緊急時には相談対応などの支援を行うものです。

単 位	R 1 年度実績	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
人 分	0	1	1	2

●相談支援見込量確保のための方策

- ・ 相談支援事業の量と質を確保するため、相談支援専門員を養成するための研修の情報提供など事業者の参入促進に努めます。また、小城・多久障害者相談支援センターや相談支援事業者との連携を図りながら、障がい特性等に配慮したきめ細やかな計画相談支援に努めます。
- ・ 地域移行支援・地域定着支援についてはほとんど実績がないことから、事業の周知を図り、関係機関と連携しながらサービスにつなげるよう努めていきます。

(5) 障がい児支援

※「実人数」は実利用人数

※「人日分」は1か月あたりの総利用日数

○児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行うものです。

単 位	R 1 年度実績	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
人日分	197	211	211	211
実人数	31	38	38	38

○医療型児童発達支援

児童発達支援及び治療を行うものです。

単 位	R 1 年度実績	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
人日分	0	0	0	23
実人数	0	0	0	1

○放課後等デイサービス

授業終了後や学校休業日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流促進その他必要な支援を行うものです。

単 位	R 1 年度実績	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
人日分	1,418	1,798	2,024	2,279
実人数	113	131	141	152

○保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障がい児に対し、集団生活への適応のために専門的な支援その他必要な支援を行うものです。

単 位	R 1 年度実績	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
人日分	0	2	2	4
実人数	0	1	1	2

○居宅訪問型児童発達支援

重度の障がいや外出が著しく困難な障がい児に対し、自宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導などの必要な支援を行うものです。

単 位	R 1 年度実績	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
人日分	0	8	8	8
実人数	0	1	1	1

○障がい児相談支援

児童福祉法の障がい児支援対象者に、サービス等利用計画を作成するものです。

単 位	R 1 年度実績	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
実人数	127	133	136	139

○子ども・子育て等の利用ニーズによる障がい児の受け入れ見込み量

・保育所

単 位	R 1 年度実績	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
人日分	175	175	175	175
実人数	7	7	7	7

数値：小城市保育幼稚園課より

・認定こども園

単 位	R 1 年度実績	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
人日分	125	125	125	125
実人数	5	5	5	5

数値：小城市保育幼稚園課より

・放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

単 位	R 1 年度実績	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
人日分	840	1, 127	1, 203	1, 280
実人数	44	59	63	67

数値：小城市教育総務課より

○ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等

	R 1 年度実績	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
実施の有無	無	無	無	有
受講者数	0	0	0	10

数値：小城市保育幼稚園課より

※ペアレントトレーニング…親が自分の子どもの行動を冷静に観察して特徴を理解し、発達障がいの特性を踏まえた褒め方や叱り方等を学ぶもの（子どもの問題行動を減少させることが目標）

※ペアレントプログラム…地域での普及を図るために開発されたより簡易なプログラム（子どもの行動修正までは目指さず、親の認知を肯定的に修正することに焦点）

※佐賀県では県内を 5 圏域に分け、どこに住んでいてもきめ細やかな、切れ目のない支援ができる体制を整備しており、ペアレントプログラム等の講座や研修を実施されています。

○ピアサポートの活動への参加人数

	R 1 年度実績	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
参加人数	4	10	10	20

※ピアサポート…障がい者が同じ立場や課題を経験してきたことを活かして仲間を支えること

●障がい児支援見込量確保のための方策

- ・ 教育、保育等の関係機関との連携をより一層充実させながら、支援が必要な障がい児が身近な地域での支援が受けられるよう必要な支給量の確保に努めていきます。
- ・ 増加傾向にある児童発達支援や放課後等デイサービスについては、サービス提供に関わる事業所、人材の育成に努めていきます。
- ・ 子ども子育て支援法に基づく子育て支援施策及び母子保健法に基づく母子保健施策、教育委員会の放課後児童健全育成事業等との連携を図ります。
- ・ 地域での切れ目のない支援につなげるために、必要に応じサービス提供事業所及び相談支援事業所、母子保健、教育関係部局等の関係者間での支援会議等を開催していきます。

(6) その他

○保健、医療及び福祉関係者による協議の場（精神障害地域包括ケアシステム）

	R 1 年度実績	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
目標設定	無	有	有	有
評価回数	0	1	1	1

○精神障がい者の障がい福祉サービス利用者数

	R 1 年度実績	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
地域移行支援	0	1	1	1
地域定着支援	0	1	1	1
共同生活援助	24	25	25	25
自立生活援助	0	1	1	1

3. 地域生活支援事業に関する各事業の見込量

地域生活支援事業は、障がいのある人がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた事業を効率的・効果的に実施し、障がいのある人の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無の関わらず市民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

地域生活支援事業は、法律上実施しなければならない具体的な事業が定められていますが、市の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を実施することができることとなっています。

(1) 必須事業

○自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者、家族、地域住民等による地域での自発的な取り組みを支援するものです。

	R 1 年度実績	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
実施の有無	有	有	有	有

○相談支援事業

障がい者本人やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言・権利擁護のために必要な支援を行うものです。

・相談支援事業所 「小城多久障害者相談支援センター」（小城市・多久市共同実施）

	R 1 年度実績	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
実施の有無	有	有	有	有

○成年後見制度利用支援事業

知的障がい者又は精神障害者に対し、成年後見制度の申立に要する経費及び後見人への報酬の全部または一部を助成するものです。

	R 1 年度実績	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
助成件数	2	2	2	2

○意思疎通支援事業【手話通訳者・要約筆記者派遣事業】

聴覚障がい者等に対し、手話通訳者や要約筆記者を派遣し、コミュニケーションの円滑化を支援するものです。

	R 1 年度実績	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
派遣件数	12	14	17	20

○日常生活用具給付等事業

重度障がい者等の日常生活上の便宜を図るため、必要な用具を給付するものです。

		R 1 年度実績	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
介護・訓練支援用具	件	3	3	3	3
自立生活支援用具	件	6	7	7	7
在宅療養等支援用具	件	3	4	4	4
情報・意思疎通支援用具	件	7	9	9	9
排泄管理支援用具	件	944	1,000	1,000	1,000
居宅生活動作補助用具	件	0	2	2	2

○手話奉仕員養成研修事業

日常会話を手話で行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成し、聴覚障がい者等の自立した日常生活又は社会生活を営むための支援を行うものです。

	R 1 年度実績	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
実施の有無	有	有	有	有

○移動支援事業

屋外での移動が困難な人に、外出のための支援を行うものです。

単 位	R 1 年度実績	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
時 間	1,074	1,000	1,000	1,000
実人数	17	18	18	18

(2) 任意事業

○訪問入浴サービス事業

家庭での入浴が困難かつ施設への移動が困難である障がい者宅を訪問し、居宅での入浴機会を提供するものです。

単 位	R 1 年度実績	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
回 数	12	100	100	100
実人数	2	2	2	2

○日中一時支援事業

障がい者等に日中活動の場を提供し、家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を提供するものです。

単 位	R 1 年度実績	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
日 数	971	1,000	1,100	1,200
実人数	18	20	22	24

●地域生活支援事業必須事業見込量確保の方策

- ・ 障がいのある人が継続して地域で生活できるよう、地域の相談支援の中核となる小城・多久障害者相談支援センターと連携しながら総合的な支援体制の充実に努めます。
- ・ 各事業について、地域の実情に応じたサービスの提供体制及び見込量を確保するために、利用促進に向けて制度の周知を図り、関係機関と連携しながら内容の充実に努めていきます。
- ・ 障がいに対する理解を深めるため、障がいを理由とする差別的取扱いの禁止や合理的配慮、障がいの特性等について市民へ向けた啓発・広報活動等に努めます。

第 4 章 計画の推進体制

1. 実施体制

この計画は、障害者基本法に基づく「小城市障がい者計画」と併せて、本市の障がい福祉施策の基本計画であり、両計画に含まれる分野は、地域生活支援、相談支援、情報提供、療育、就労の場、活動の場、権利擁護、教育など様々な分野にわたっています。また、本計画を円滑に推進していくためには、常に障がいのある人のニーズを把握し、その情報を関係機関と共有しつつ、一体となって障がい福祉の在り方を検討していく必要があります。

このため、障がい者当事者、関係機関・団体、関係部局等との十分な連携を取りながら、総合的かつ効果的な計画の実施を図ります。

2. 制度の普及啓発等

本計画に基づく各種障がい者支援の施策は、行政を中心として、障がい福祉サービス提供事業所、障がい者団体、NPO、ボランティア等のみならず、地域住民が連携、協働して取り組んでいく必要があります。障がい者等の自己決定に基づいたサービスが利用できるよう、パンフレットや市の広報、ホームページの活用等により利用しやすく分かりやすい情報提供を行います。

3. 計画の進行管理

障害者総合支援法第 88 条の 2 においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い必要があると認めるときは計画を変更するなど必要な措置を講じる（PDCA サイクルを導入する）こととされています。

PDCA サイクルに沿って事業を実施し、各事業の進捗状況を把握し、分析を行うと共に数値目標の達成状況などについて年 1 回は小城多久障害者総合支援協議会等から点検・評価を受けることとします。

PDCA サイクルとは

さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画(Plan)」「実行(Do)」「評価(Check)」「改善(Act)」のプロセスを順に実施していくものです。

第6期 小城市障がい福祉計画

第2期 小城市障がい児福祉計画

発行：佐賀県小城市

編集：小城市福祉部 高齢障がい支援課
〒845 - 8511

佐賀県小城市三日月町長神田 2312 番地 2

TEL：0952-37-6108 FAX：0952-37-6162